

貿易 投資  
提出日 :平成17年9月21日  
提出先 政府関係当局

---

企 発 第 1 2 6 号

平成17年9月21日

各 位

国 際 課 税 連 絡 協 議 会  
(幹事団体 社団法人 日本貿易会)

**国際課税連絡協議会「平成18年度税制改正に関する要望」(写)ご送付の件**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび本会を幹事団体とする国際課税連絡協議会では、明年度税制改正に向け関係業界団体の要望を別添のとおりとりまとめ、関係先に提出致しました。

つきましては、同要望(写)をお届け申し上げますので、ご高覧のうえ何卒よろしくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

【同封書類】

1. 国際課税連絡協議会「平成18年度税制改正に関する要望」(写) 1部

本件照会先：(社)日本貿易会 企画グループ 平尾、横溝

Tel : 03-3435-5958 Fax : 03-3435-5979

以 上

# 平成18年度税制改正要望

平成17年9月

## 国際課税連絡協議会

(下記25団体連名要望)

京都貿易協会

石油鉱業連盟

(社)全国中小貿易業連盟

日本化学工業品輸出組合

日本機械輸出組合

日本鉱業協会

(社)日本産業機械工業会

(社)日本自動車タイヤ協会

(社)日本船主協会

(社)日本造船工業会

日本鉄道車両輸出組合

(社)日本電線工業会

(社)横浜貿易協会

(社)神戸貿易協会

石油連盟

(社)電子情報技術産業協会

(社)日本機械工業連合会

(社)日本建設機械工業会

(社)日本航空宇宙工業会

(社)日本自動車工業会

日本繊維輸出組合

日本船舶輸出組合

(社)日本鉄鋼連盟

(社)日本電機工業会

(社)日本貿易会

幹事団体 (社)日本貿易会

# 平成18年度税制改正に関する要望

平成17年9月21日

国際課税連絡協議会

経済活動のグローバル化、ITの活用等による経済活動のスピードアップ化の中で、わが国企業は、厳しい国際競争に晒されており、生き残りをかけて海外事業展開を活発に行っている。海外事業展開にあたっては多様なリスクが存在するため、企業はそのリスクを最小化し、経営判断のスピード化を図るため、地域統括会社や共同出資会社を設立するなど事業形態の多様化を図っている。

他方、最近、アジア、ヨーロッパ諸国においては外資の導入や経済活性化を狙って法人税率を引き下げる国々が出てきており、わが国企業の国際競争力の維持・向上およびわが国経済の活性化という観点から、わが国の国際課税制度の改善が求められている。

そもそも国際課税に関する諸制度はグローバルな経済活動が活発化する中で、国際的二重課税を排除し、内外の企業活動の中立性を確保するために設けられているものであるが、わが国の現行国際課税制度は、こうした近年の環境変化に対応できておらず、わが国国際課税制度が、先進諸外国に比してますます不利なものになっていることは否めない。

さらに、近年、わが国企業の海外活動の活発化に伴って海外子会社等の所得も増大傾向にあるが、海外所得の国内還流を妨げる税制であってはならず、短期的な税収確保にとらわれない国際課税制度が求められている。

以上の観点から、今般、我々国際課税問題に関わる団体は、「国際課税連絡協議会」の名の下に、一致団結して、下記税制の改正を強く要望するものである。

## 記

### 1. 外国税額控除制度の見直し

#### (1) 外国税額控除限度超過額の繰越期間を3年から7年に延長する

国外所得の発生と現地での外国法人税の決定とのタイミングのズレが3年を超える例があることに加えて、近年の厳しい企業環境において、国内所得・国外所得を合算した全世界所得が赤字の場合、外国税額に係る税額控除制度の整備が不十分であることが顕在化している。とりわけ、事業再編等により損失処理が巨額に及ぶ場合、その後の年度においても欠損金控除により我が国での支払法人税が発生しない状況が継続することから、現行3年の繰越期間では控除しきれない企業が多数出現している。従って、超過額の繰越期間を7年まで延長することが必要である。

(2) 繰越限度超過額の失効額の損金算入を可能にする

繰越限度超過額の繰越期間が制限されているために多額の失効額が発生している。繰越期間内に控除しきれなかった繰越額については、必要不可欠の費用として損金算入することが必要である。

(3) 間接税額控除適用の階層を曾孫会社まで拡大する

我が国企業は、海外での事業活動において、事業再編の一環として、地域統括会社の設立や積極的な企業買収を行っており、結果として多層化が進んでいる。このため、孫会社に制限されている間接税額控除の階層を曾孫会社まで拡大する必要がある。

(4) 間接税額控除適用の出資比率を25%以上から10%以上に変更する

我が国企業の海外投資活動の多様化により、10%以上～25%未満の株式保有による事業提携も既に多数存在している。このため、25%以上に制限されている間接税額控除の出資比率制限を10%以上までに拡大する必要がある。

## 2. 海外投資等損失準備金制度の継続

資源の乏しいわが国にとって、国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要である。また、資源保有国の多くは発展途上国であり、わが国がこれらの国において資源開発を行うことは、これらの国のインフラ整備を含めた経済発展に寄与するものである。

一方、資源の探鉱・開発には、地質的或いは経済性において高いリスクを伴うものであり、また、これらの投資の所要金額は多額に上る。従って、資源開発事業法人等特定法人への特定株式等に対する損失準備金の積み立ては健全な企業経営、今後の投資促進のため欠かせないものとなっている。

以上の理由から本税制を継続して頂きたい。

以上